

再下請負通知書記載例

[備北鉄筋工業(有)(再下請負通知人)が江頭土木(株)
(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合]

再下請負通知書を作成又は変更した日付

平成 20年 8月 10日

再下請負通知書

再下請負通知人が請
負った建設工事の注
文者の商号名称

直近上位
注文者名
白鳥産業(株)

[報告下請負業者]

住所 〒000-0000
××県××郡××村123

再下請負通知人の商号名称

元請名称
国交建設(株)

会社名
備北鉄筋工業(有)
代表者名
備北 太郎

再下請負通知人が請
負った建設工事の作
成特定建設業者の商
号名称

再下請負通知人が請
負った建設工事の契
約書に記載された工
事名称とその工事の
具体的内容

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋工			
工 期	自 平成 20年 8月 3日 至 平成 20年12月 8日	契約日	平成 20年 8月 2日	

再下請負通知人が請
負った建設工事の契
約書に記載された工
期

建設業の 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第123456号	平成 17年 10月 1日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

再下請負通知人が受
けている許可の内、
請負った建設工事の
施工に必要な業種に
係る許可

再下請負人を監督す
るために再下請負通
知人が監督員を置
いた場合その氏名(※)

監督員名		安全衛生責任者名	田辺 一郎
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	田辺 一郎

再下請負通知人が現
場代理人を置いた場
合その氏名(※)

現場代理人名	田辺 一郎	雇用管理責任者名	備北 四郎
--------	-------	----------	-------

再下請負通知人が置
いた主任技術者につ
いて専任か非専任の
該当する方に○印(専
任が必要かどうかは
P5参照)

権限及び 意見申出方法	基本契約約款記載のとおり	※専門技術者名	鈴木 六助
主任技術者	専 任 非専任 田辺 一郎	資格要件	
資格内容	二級建築施工管理技士(躯体)	担当工事内容	

再下請負通知人が置
いた主任技術者の氏名

主任技術者の資格を具体的に記入
記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

再下請負通知人が置いた
・安全衛生責任者(※)
・安全衛生推進者(※)
・雇用管理責任者
の氏名

再下請負通知人が専門技術者
を置いた場合その氏名

専門技術者の資格を具体的
に記入(※)記載例は再下請
負人の主任技術者資格参照★

専門技術者が担当する工事
の具体的内容(※)

再下請負通知書の添付書類
再下請負人通知書と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名	江頭土木 株式会社	代表者名	江頭 華子
住 所	〒 000-0000 ××県××郡△△町800		
工事名称 及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工 期	自 平成 20年 8月 10日 至 平成 20年10月 20日	契約日	平成 20年 8月 9日

再下請負人が請負った
建設工事の契約書に記
載された工事名及びそ
の工事の具体的内容

再下請負人が請負った
建設工事の契約書に記
載された契約日

再下請負人の受けてい
る許可の内、請負った
建設工事の施工に必要
な業種に係る許可

建設業の 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	と 工事業	大臣 特定 知事 一般 第987654号	平成 17年 11月 11日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専 任 非専任 江頭 太郎
資格内容	実務経験(指定学科5年・とび土工)

安全衛生責任者名	江頭 太郎
安全衛生推進者名	江頭 太郎
雇用管理責任者名	江頭 華子
※専門技術者名	
資格要件	
担当工事内容	

再下請負人が置いた
安全衛生責任者名(※)

再下請負人が置いた
安全衛生推進者名(※)

再下請負人が置いた
雇用管理責任者名

再下請負人が専門技
術者を置いた場合そ
の氏名(※)

専門技術者が担当する
工事の具体的内容(※)

再下請負人が置いた主任技術者の
氏名及び専任か非専任の該当する
方に○印
(専任が必要かどうかはP5参照)

再下請負人が現場代理人を
置いた場合その氏名(※)

専門技術者の資格を具体的に記入(※)
記載例は再下請負人の主任技術者資格
参照 ★

★ 主任技術者の資格を具体的に記入
例) 第一種電気工事士、
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

注 意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によ
りなくともかまいません。
- 部分(黄色)は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(※)がある部分は置かない場合もあるので、
そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対し
て通知することになっていますので、その通知書や契約書に定
められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してくださ
い。これによらない場合は具体的に記載してください。